

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた  
「中期プログラム」(平成20年12月24日 閣議決定) —抜粋—

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代

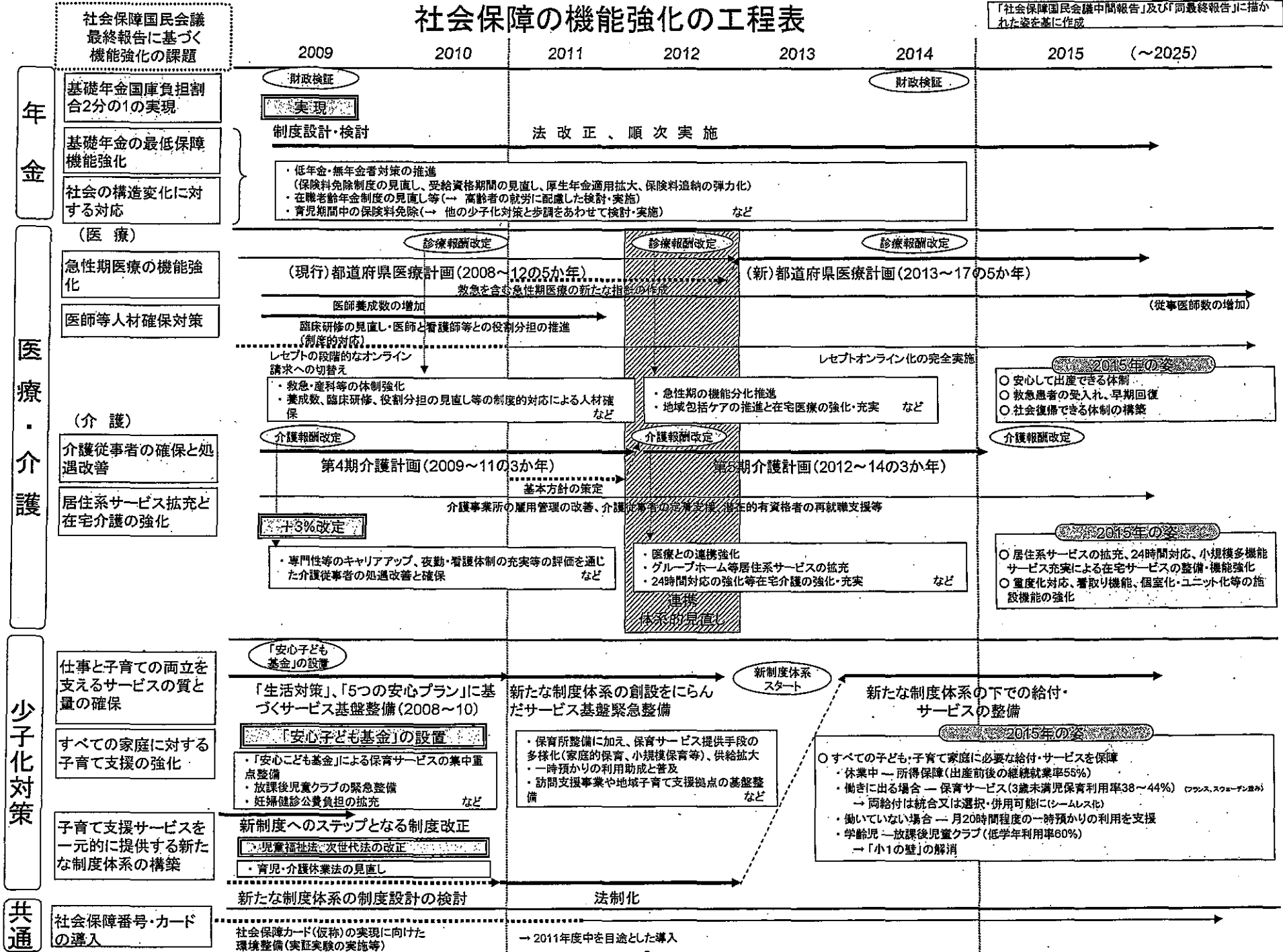
半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

#### V. 中期プログラムの準備と実行

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

# 社会保障の機能強化の工程表

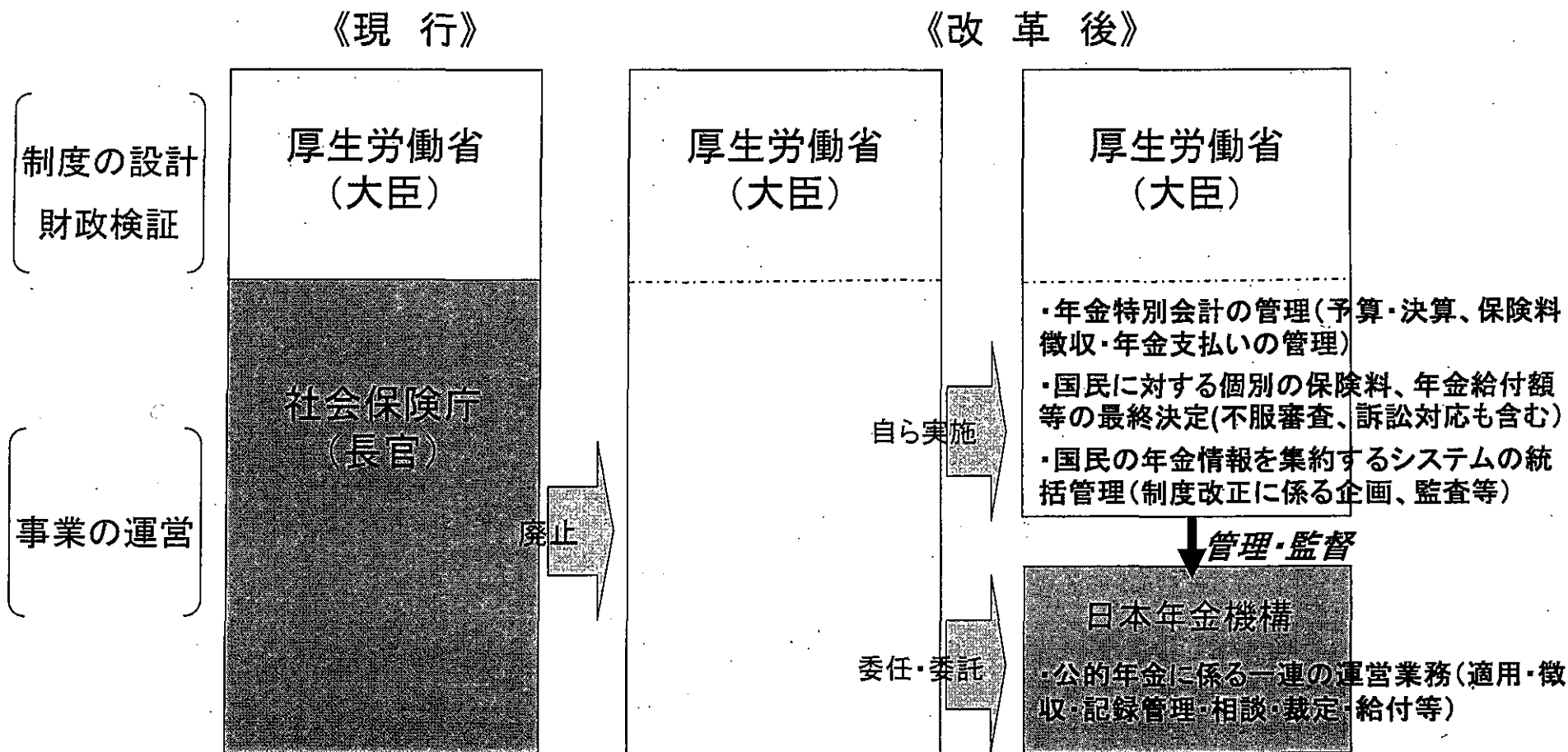
「社会保障国民会議中間報告」及び「同最終報告」に描かれた姿を基に作成



# 社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。



## 社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

- 国が引き続き担う①審査請求の対応、②市町村等地域との連携支援については、厚生労働省（地方厚生局）で行う。
- また、日本年金機構法に基づいて新たに厚生労働大臣の業務とされたもの（国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可等）については、機構の職員が所属する事務所に身近な行政機関（地方厚生局）で行う。

[社会保険事務局等(平成20年10月～ )]

[地方厚生局(平成22年1月～ )]

社会保険事務局(47局)

■ 総務部門

■ 運営部門

■ 事務センター(47か所)

■ 社会保険事務所(312所)

【審査請求】

年金給付の処分決定に係る審査請求の対応

など

【市町村等地域との連携支援】

年金委員の委嘱、市町村の法定受託事務への指導・助言、市町村事務費交付金の交付

など

【国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可】

機構が行う立入調査・滞納処分の認可、滞納処分に関する国税局との調整

など

【年金記録問題への対応】

オンライン記録と紙台帳等の記録との突合せ、市町村及び企業等との連携強化

### 社会保険庁本庁から厚生労働省本省へ移管する業務

○ 社会保険庁の業務を仕分けし、今後、厚生労働省（本省）が担う業務は、次のとおり。

[社会保険庁本庁(平成20年10月～ )] → [厚生労働省本省(平成22年1月～ )]

#### ■本 庁

総 務 部

運 営 部

#### ■社会保険業務センター

#### ■社会保険大学校

#### 【事業実施に関する総合的な企画立案・調整】

年金記録問題への対応、国民年金保険料未納対策、障害認定基準 など

#### 【厚生労働大臣の直轄事務】

年金給付額及び保険料の最終決定、訴訟への対応 など

#### 【社会保険オンラインシステムの保有】

年金法令等との整合性の検証、政府の情報化への対応、予算要求・執行手続き、システム監査 など

#### 【年金特別会計の管理】

財政、予算、契約、管財、決算 など

#### 【日本年金機構に対する指導監督】

目標設定、実績評価、業務・会計監査 など

#### 【その他】

情報公開、文書管理、受給者の動向等の統計、広報・広聴、外国の保険者との調整、施設の整理推進、記録突合の指導・監督 など